

西山美香さん第2次再審請求に対して、 一刻も早い証拠開示と再審開始を求める署名

大阪高等裁判所 第2刑事部 後藤 眞理子 裁判長 殿

【請願趣旨】

西山美香さんは今、2007年に最高裁判所で刑期12年の判決を受け、和歌山刑務所に収監されています。東近江市の湖東記念病院に看護助手として勤めていた時、入院中の男性（72歳）の人工呼吸器を故意に外したという容疑です。

しかし、西山美香さんは公判中から終始無実を訴え続け、平成24年9月に井戸謙一弁護士等を代理人にして、大津地裁に第2次の再審請求をしましたが、平成27年9月30日棄却決定が出されました。これに対し、西山美香さんは、直ちに大阪高裁に即時抗告しました。

この事件は、西山美香さんの自白以外には全く証拠がありません。そして再審請求の過程で、西山美香さんの自白どおりに人工呼吸器のチューブを2～3分間外して酸素供給を途絶させても、72歳の男性を死亡させることができないことが判明し、専門医（循環器系）からその旨の意見書が提出されました。西山美香さんの自白内容には信用性がないことはもはや明白です。そうすると西山美香さんの有罪の根拠は全くないことになります。

この事件は、多くの証拠が検察官の手元に眠っていて、その中に西山美香さんの無実を証明する証拠が多数あるはずですが、弁護団は大津地裁に対して検察官に証拠開示の命令ないしは勧告を出すことを求めましたが、大津地裁は、一部の供述調書について開示を勧告したのみで、その他の多くの証拠については命令ないしは勧告をしませんでした。

私達は、大阪高裁に対して下記請願項目を実施されるよう強く求めます。

【請願項目】

1. 全面的な証拠開示を速やかに命令・勧告すること。
2. 一刻も早く再審を開始して、西山美香さんを即時釈放すること。

氏 名	住 所

日本国民救援会滋賀県本部 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1丁目3-30 滋賀県労連内

TEL 077-521-2129 FAX 077-521-2534

西山美香さんを支える会 〒521-0013 滋賀県米原市梅ヶ原870番地 伊藤正一 方